

海外療養費の不正請求対策等について

国民健康保険を中心として海外療養費の不正請求事案が複数発生している事を受け、平成25年12月6日付で厚生労働省保険課長通知（保保発1206第2号）があり、こうした海外療養費の不正請求について、厚生労働省から今後一層の対策を進めるよう要請を受けました。

当健康保険組合におきましては、海外療養費の支給申請の際に必要な応じて、渡航の事実確認のためパスポートの写し、又は渡航期間のわかる事業主の証明等を提出していただくことや、療養が行われた事実確認のため海外の医療機関に対し文書による内容照会を行うこと等により、海外療養費の審査を強化する取り組みを行ってまいります。

また、不正請求に対しては、厚生労働省へ報告するとともに警察と連携し厳正な対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

近畿電子産業健康保険組合